## 食品照射に関する年表

日本食品照射研究協議会(http://jrafi.ac.affrc.go.jp/nenpyo.htm)

●は、学会誌「食品照射」掲載記事

	●は、学会誌「食品照射」掲載記事
1945年	米国で食品照射の基礎研究を開始。(米国原子力委員会は1950年頃から食品照射用線源の開発を開始)
1952年	Sparrow(米国ブルックへブン国立研究所)が馬鈴薯への放射線照射による発芽抑制効果を報告。各国が研究開発に
1953年	米国原子力委員会、陸軍Natick研究所が中心となり、米国での食品照射の研究開発が本格化。(ハム、ポーク、牛肉
	等の健全性試験に40万匹以上の動物を使用)
1954年	日本でも魚介類や馬鈴薯などの食品照射の研究を開始。
	ソ連で馬鈴薯とタマネギの照射許可。
1958年	●松山晃 ソ連の馬鈴薯照射装置 食品照射 5(2), p.9-12
1959年	ソ連で小麦の照射許可。
	カナダで馬鈴薯の照射許可。
1960年	●梅田圭司 カナダのジャガイモ照射プラント 食品照射 5(2), p.13-18
	照射食品の健全性と食品照射の規制に関するFAO/IAEA/WHO合同委員会開催。(ブリュッセル。照射食品の健全性
1961年	評価の必要性を提起)
1963年	
	大国「DAM」、コン、小麦の照射を計り。、「周期者は1903年に計り)  食品照射規制の技術基準に関するFAO/IAEA/WHO合同専門家委員会開催。(ローマ。照射食品の健全性評価方法
1964年	皮品照初規制の技術を平に関するFAO/IACA/WHO 日间等「「多安貞云開催。(ローマ。照初皮品の健主は計画方法    の検討。放射線照射による分解生成物を想定し食品添加物扱いとして食品毎に試験)
	日本食品照射研究協議会が発足。
	日本民由思利切え伽磯云が光足。  原子力委員会が食品照射専門部会を設置。
1965年	
	●松山晃 日本の食品照射研究の現状 食品照射 6(2), p.9-29
1066年	第1回食品照射国際シンポジウムが開催。(カールスルーエ)
1966年	●川嶋浩二・梅田圭司 海外の食品照射研究の現状 食品照射 2(2), p.28-39
	●梅田圭司 国内の食品照射研究の現状 食品照射 2(2), p.16-28  原子力委員会が食品照射研究開発基本計画を作成。7品目(馬鈴薯、タマネギ、米、小麦、ウインナーソーセージ、水
1967年	
	産練り製品、ミカン)を指定し、食品照射研究を開始。(1988年3月に完了)
1000年	米国FDAが照射ベーコンの健全性確認でデータが不十分として許可を取り消し。(その後、健全性評価と法的許可の
1968年	体制が作られ、1985年以降、肉類、果実、香辛料等の照射食品を許可)
	●池田良雄 FDA問題について 食品照射 3(2), p.29-32
1000/	1969年 第1回FAO/IAEA/WHO/照射食品の健全性に関する合同専門家委員会(JECFI)が開催。(ジュネーブ。同一
1969年	食品であれば品種間、地域による試験結果に差はない。小麦、馬鈴薯照射を暫定承認)
	英国で入院患者用病人食の照射が許可。
1970年	FAO/IAEA/WHO/OECD・NEAが協力して国際協力プロジェクト(IFIP)を開始。(カールスルーエ。健全性を中心に研
1071/5	穴。当初19ヶ国、最終的には24ヶ国が参加し1981年12月まで継続)    へり 日本
1971年	食品照射研究運営会議が馬鈴薯の研究成果を原子力委員会に報告。
	食品衛生法で馬鈴薯の発芽抑制のための放射線照射が許可。
1972年	●佐藤友太郎 食品照射に関する原子力特定総合研究の現況−バレイショの発芽防止に関する研究成果- 食品照
	射 6(2), p.59-67
	Kopylov(ソ連生物物理学研究所)らが、照射馬鈴薯による変異原性物質生成の可能性を報告。
1974年	北海道の士幌町農協アイソトープ照射センターにて馬鈴薯の実用照射・出荷開始。
1975年	Bhaskaram(インド栄養研究所)らが照射小麦による染色体異常発生の可能性を報告。
	日本消費者連盟等が食品照射反対、照射馬鈴薯のポイコット運動を開始。
1976年	第2回FAO/IAEA/WHO/照射食品の健全性に関する合同専門家委員会(JECFI)が開催。(ジュネーブ。①食品照射は
	他の物理的な食品処理方法と同様、②健全性評価で1日許容摂取量の概念は不適当、③類似食品の試験結果の互
	換性、④放射線化学的知見の活用、⑤小麦・小麦粉、鶏肉、馬鈴薯、パパイヤ、イチゴを無条件承認。玉ネギ、米、タ
	ラ、サケを暫定承認)
	●川嶋浩二、林徹訳 WHO技術報告シリーズNo.604照射食品の健全性 FAO/IAEA/WHO合同専門家委員会(1976)
1978年	ベビーフード事件発生。(1985年10月、食品衛生法違反で有罪判決)
1979年	米国FDAの食品照射委員会(BFIFC)が健全性評価手法の検討を開始。
	第3回FAO/IAEA/WHO/照射食品の健全性に関する合同専門家委員会(JECFI)が開催。(ジュネー
	ブ。10kGy以下の照射食品の安全性を宣言)
1980年	●川嶋浩二、林徹訳 WHO技術報告シリーズNo.659照射食品の健全性 FAO/IAEA/WHO合同専門家委員会(1980)
	報告 食品照射 16, p.89-111
	食品照射研究運営会議がタマネギの研究成果を原子力委員会に報告。
	FAO/WHO/国際食品規格委員会(コーデックス)が10kGy以下の照射食品の国際規格を採択。
	●林徹 世界における食品照射の規格について(1) 国際食品規格 食品照射 22(1), p.13-16
1983年	●林徹 世界における食品照射の規格について(2) 国際食品規格作成後の国際機関の動き 食品照射 23(1), p.3-6
	● 体徹   巨介における良品照射の規格に りいて(2)   国际良品規格作成後の国际機関の動き   良品照射 25(1), p.3-6
1984年	<u>国際食品照射連貫会議が木、小麦、ワインナノーセージ、水産練り製品の研究成果を原子力要員会に報告。(~ 1985年)</u>  国際食品照射諮問グループ(ICGFI)が設立。(食品照射の実用化と貿易促進を目指し、24ヶ国が加盟。日本は加盟
1 13044	国际及の思烈語向フルーノ(ICGFI)が改立。(及の思測の夫用化C具勿促進を目拍し、247国が川留。日本は川留
1985年	米国FDAが豚肉の寄生虫殺虫の放射線処理を許可。

※無国PDAが音手科の教育、主非果実・強烈の教皇などの放射線処理を行う。 第一日1987年	-	
第2を試験販売)		米国FDAが香辛料の殺菌、生鮮果実・穀類の殺虫などの放射線処理を許可。
9イで開射発酵薬別ソーセージを試験販売。 日本アイソトープ協会 自風階射密度を自会が開射食品についての再調査を開始。 7ランス・リコンで開射イテゴを試験販売。 食品開射研究運営衰極が2000 第12世世末大会で食品照射反対を決議。(マドリ・ゲ、この後各国にて反対運動が展開) 食品開射研究運営衰極が2000 第12世世末大会で食品照射反対を決議。(マドリ・ゲ、この後各国にて反対運動が展開) 食品開射研究運営衰極が2000 第12世世末大会で食品照射反対を決議。(マドリ・ゲ、この後各国にて反対運動が展開) 食品開射研究運営衰極が2000 第12世世末大会で食品照射の受力を提供で、20一テックス動きとほぼ同内容) にび乗り食が200 400 400 400 400 400 400 400 400 400		米国・フロリダ州で照射マンゴー(プエルトリコ産)を試験販売。(カリフォルニア州でも1987年に照射パパイヤ(ハワイ
日本アイソトープ協会・食品開射研究を含合、受け取りた。	1986年	産)を試験販売)
日本アイソトープ協会・食品開射研究を含合、受け取りた。		タイで照射発酵豚肉ソーセージを試験販売。
7ランス・リヨンで照射イチごを試験販売。   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2		
国際消費者機構(IOCU)第1/2回世界大会で食品服射反対表決議。(でドリッド、この後各個にて及対運動が展開) 食品照射研究運営養婦がよりかの研究業を展示力の美食品である時ので表。 (原子 力特定整合研究元で) 食品照射に関するアジア・太平洋消費者会議が食品照射の規則率を提示、(コーデック入動告とほぼ同内容) に受責人会がに依めらかた。食品服射の規則率を提示、(コーデック入動告とはぼ同内容) FAO/IAEA/WHO/ITCが食品服射の受容、管理、貿易に関する国際会議を開催、(ジュネーブ、この会議を契機に食品解析の影響の表別) を経済を経済を展別の場所である。 (原子 内では、金属服射の受容、管理、貿易に関する国際会議を開催、(ジュネーブ、この会議を契機に食品に会議を発展) ジュネーブで開催された服射食品の受容、管理、貿易に関する国際会議について食品照射 24.32~4 FAO/ WHO/が食品服射の一般向け整定素を存成。 (明本の事態を出版の一般向け整定素を存成。 (明本の事態を出版の一般向け整定素を存成。 (明本の事態を出版の一般向け整定素を存成。 (明本の事態を出版の一般向けを開発を発力の (元本の事態を出版的を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を		
食品照射研究選受会議が5メルンの研究成果を順子力委員会に報告。(原子力等定総合研究元子) 食品照射に関するアジア、本学末月報音会議が6条風解わび農川家を提示。(コーチック入動告とほぼ同内容)	1987年	
会品照料に関するアジア・太平洋消費者会議が食品照料の規則率を提示、(コーデック入動告とほぼ同内容) 「EG委員会がECMものため、会品服料の規則率を提示、(コーデック入動告とほぼ同内容) 「FAO/IAEA/WHO/ITCが食品服料の受容、管理、貿易に関する国際会議を開催。(ジュネーブ。この会議を契機に食品服料の単級には研究関節がら実用段階・24下30-244) 「FAO/WHO/G上の経験に対して、受力で開催された服料食品の受容、管理、貿易に関する国際会議について 食品照射 24、32**44 「FAO/WHO/G上の経験に対して、近日所、国際を出現性を到度のが、実用段階・24、10年の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年、日本の、1995年		
EC委員会がEC統合のため、食品照約の規則案を提示、(コーデックス勧告とほぼ同内容)		良田照利研先連名去議がミルンの研究成果を原ナリ委員会に報告。(原ナリ特定総合研究元1)
FAO//AEA/WHO/ITCが含点照斜の受容、管理、貿易に関する国際会議を開催。(ジュネーブ。この会議を契機に食品照射は研究保険から実用段階を約5)の12年24年 FAO/ WHO/か自点開始の実用段階を持た。	1988年	
日本語の主義を表示して、		
温照射は研究段階から実用段階へ移行)  「国議会事務局」ジュネーブで開始された照射食品の受容、管理、貿易に関する国際会議について 食品照射 24、p.32-44 p.32-44 p.32-42 p.32-44 p.32-42 p.3		FAO/IAEA/WHO/ITCが食品照射の受容、管理、貿易に関する国際会議を開催。(ジュネーブ。この会議を契機に食
●協議会事務局・ジュネープで開催された照射食品の受容、管理、貿易に関する国際会議について 食品照射 24, p32-44 FAOV WHOが食品照射の一般向け極望速を作成、 1989年 WHOが10CHの提開に対しな式に回答。 国際食品規格委員会食品表示部会が開催。(オタワ。照射食品の文字による表示を義務化) 米国で照射は機関のボイコットが正こる。 原子力委員会が食品照射物で運営会議を再開。 米国下DAがサルキス・商対策で家家のの照材を許可。 FAO/IAEAの検知法開発研究プロジェクト(ADMIT)が開始。(~1994年) ● 特殊 「含品の照射地理の検出法に関する研究プロジェクト(ADMIT)が開始。(~1994年) ● 本生活協同組合連合会が意品照射について検討開始(~1995年、月費省受け入れの可否を検討し報告書を作 美国家教育等の解析符可を自動の製造型の検出法に関する研究プロジェクトの研究課題を含 食品照射 25, p.33-38 日本生活協同組合連合会が自動配別について検討開始(~1995年、月費省受け入れの可否を検討し報告書を作 美国家教育等の解析符可を自動の受金質を影新の研究成果で再評価し追認。 日本生活協同組合連合会が自然の製育書を作成。(照射食品の歴全性について最新の研究・P段で再調査し、問題のないことを確認) 「1992年 インス(直然事態)を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		品照射は研究段階から実用段階へ移行)
1989年   1989年   MIOが10CUIの発問に対し公式に回答。		
1989年   FAO/ WHOが含品照射の一般向け解説書を作成。		
1989年 関係会 場所委員会会会最悪示語会が開催。(オタワ。照射食品の文字による表示を義務化) 米国で照射地路鏡のボイコットが起こる。 原子力委員会が食品服射研究運営会議を再開。 米国FOAがサルモネラ南対策で家禽肉の照射を許可。  1990年 AC/IAEAの検知法開発研究プロジェクト(ADMIT)が開始。(~1994年) ●林徹 「食品の照射処理の検出法に関する研究プロジェクト」の研究調整会合 食品照射 25.p.33-38 日本生活協固結立達と多れでは、自然で表して、住物開始(~1995年、1月を予度け入れの可否を検討し報告書を作 東国で家禽肉等の無射許可。 ●協議金事務局、イギリスにおける食品照射の最近の現状、食品原射 26.p.1-21 WHO専門家委員会が10kの以りたの原制食品の安全含富を曼影の研究成果で再評価し追認。 日本アイソトーブ協会が再調金の報告書を作成、(照射食品の健全性について最新の研究手段で再調査し、問題の ないことを確認) ・ 中国・東京成果最終報告書 食品照射 28.p.41-54 ・ ローリバ産業性変員会が照射検知法(5種類)を提加。 ・ コーリソイ産禁患薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素帯薬薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素帯薬薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素帯薬薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素帯薬薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素帯薬薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素・実の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリソイ産素・実の大国・大田の大田の東の東の東に関する場合、(他の加工・処理と実質的に同等) ・ 1995年 ハライ産系帯薬薬の米国本土向けテスト照射開始。 ・ コーリンイの産業を受けるが取り、2月の1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終を 生で電粉4年7215の)を公表)・ ・		
国際食品規格委員会食品最素示部会が開催。(オタワ。照射食品の文字による素示を義務化)   東子力委員会が食品照射研究運営会議を再開。		1 1989年 WHO がIOCIIの経閉に対し公式に回答
※国「限行社機類のボイコットが起こる。 原子力多真会が食品服料研究運営金護を再開。 ※国FDAがサルモネラ筒対策で家禽肉の照射を許可。 ● 1990年	1000年	
原子力委員会が食品照射研究運営会議を再期。 米国FDAが小上モナラ菌対策で家禽肉の照射を許可。 PAO/JAEAの検知法開発研究プロジェクト(ADMIT)が開始。(~1994年) ● 体機「食品の照射処理の検出法に関する研究プロジェクト(ADMIT)が開始。(~1994年) ● 体機「食品の照射処理の検出法に関する研究プロジェクトの研究調整会合 食品照射 25, p.33-38   日本生活協同組合連合会が食品照射について検討開始(~1995年、消費者受け入れの可否を検討し報告書を作 英国で家園等の原料所可。 ● 内部の原料所可。 ● 中国で養園会が10kg以上での照射食品の安全宣言を最新の研究成果で再評価し追認。   1992年	19094	
※国下DAがサルモネラ菌対策で家禽肉の照射を許可。		不再で思えて協会にの対していた。
FAO/JAEAの検知法開発研究プロジェクト(ADMIT)が開始。(~1984年)   ●林徳「食品の照射処理の検出法に関する研究プロジェクト」の研究調整会合 食品照射 25, p.33-38   日本生活協同組合連合金が食品照射について検討開始(~1995年。消費者受け入れの可否を検討し報告書を作 英国で家意向等の照射部可。   「明1995年		
●林徹 「含品の照射処理の検出法に関する研究プロジェクト」の研究調整会合 食品照射 25,p33-38 日本生活版回想合連合金が金品限計について検討開始(~1995年。消費者受け入れの可否を検討し報告書を作 英国で家禽肉等の照射計可。 ●協議会事務局 イギリスにおける食品照射の最近の現状 食品照射 26,p.1-21 WHO専門家委員会が10kGy以下の照射食品の安全宣言を最新の研究成果で再評価し追認。 日本アイソトーブ協会が再調査の報告書を作成。(照射食品の健全性について最新の研究手段で再調査し、問題の 7次12 たとを確認) ●食品照射研究委員会 研究成果最終報告書 食品照射 28,p.41-54 1995年 17-74 廃熱界変の米国本土向けテスト照射開始。 1995年 17-74 廃熱界変の米国本土向けテスト照射開始。 1995年 19-74 東京の水国本土向けテスト照射開始。 1997年 1997年 1997年 1997年 1997年 1997年 1997年 1998年 1997年 1997年 1997年 1998年 1997年 1998年 1997年 1997年 1998年 1998年 1997年 1998年 1997年 1998年 1998年 1997年 1998年		
●林徹 「含品の照射処理の検出法に関する研究プロジェクト」の研究調整会合 食品照射 25,p33-38 日本生活版回想合連合金が金品限計について検討開始(~1995年。消費者受け入れの可否を検討し報告書を作 英国で家禽肉等の照射計可。 ●協議会事務局 イギリスにおける食品照射の最近の現状 食品照射 26,p.1-21 WHO専門家委員会が10kGy以下の照射食品の安全宣言を最新の研究成果で再評価し追認。 日本アイソトーブ協会が再調査の報告書を作成。(照射食品の健全性について最新の研究手段で再調査し、問題の 7次12 たとを確認) ●食品照射研究委員会 研究成果最終報告書 食品照射 28,p.41-54 1995年 17-74 廃熱界変の米国本土向けテスト照射開始。 1995年 17-74 廃熱界変の米国本土向けテスト照射開始。 1995年 19-74 東京の水国本土向けテスト照射開始。 1997年 1997年 1997年 1997年 1997年 1997年 1997年 1998年 1997年 1997年 1997年 1998年 1997年 1998年 1997年 1997年 1998年 1998年 1997年 1998年 1997年 1998年 1998年 1997年 1998年	1990年	
日本生活協同組合連合会が食品照対について検討開始(~1995年。消費者受け入れの可否を検討し報告書を作 1991年 1992年 いいて東京の照射許可。 の協議会事務局 イギリスにおける食品照射の最近の現状 食品照射 28.p.1-21 WHO専門家委員会が10kGy以下の照射食品の安全宣言を最初の研究成果で再評価し追認。 1995年 イイソトーブ協会が再調査の報告書を作成。(照射食品の健全性について最新の研究手段で再調査し、問題のないことを確認) 1995年 ハフイ産放帯果実の米国本土向けテスト照射開始。 1995年 ハフイ産放帯果実の米国本土向けテスト照射開始。 1996年 ーロッパ達性・変員会が10kGy以上の照射食品の安全性を勧告。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告) WHO専門家委員会が10kGy以上の照射食品の安全性を勧告。(他の加工・処理と実質的に同等) **国下DAが内頭の食中毒菌殺菌のための照射を許可。(1999年、USDAが食肉おど家禽肉の照射に関する最終基準官報64FR72150)を公表) の協議会事務局(第) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 食品照射 35.p.73-76  1998年 日本スハイス協会が香辛料照射の貯可申請を厚生省に提出 の協議会事務局 香辛料の放射線照射による許可申請を必ずって食品照射 38.p.49-61 オーストラリアとコーシーランドでスバイスおよびハーラの照射許可。 ・等ペカ部子 オーストラリアにユニジーランドは入けるのでの完積基を報告。 欧州連合食品科学委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品科学委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際自動性を養負金が1度財力を設定する研究制度を報告。  以利達自力が開放したいまま) 「PCC (国際補物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ・等マカ部子食品照射を添る最近の動き(2002-2003前半)食品照射38.p.80-85 米国USDA/APHISIは輸入及需果実について6世界が38.p.80-85 米国USDA/APHISIは輸入及需果実について6世界が39.p.80-85 米国USDA/APHISIは輸入及時間を通常で30の数計線殺害を下で、(2008年には全禁エレタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を下で、(2008年には全禁エレタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺療と経済が34.p.80-85 米国USDA/APHISIは輸入及時間を通常の動きで成れ解析する。 (4は数帯実についての利学的知見等についての取りまとめに関する調査を許可に Dose を含む照射を半とでの実用化状況を調査。  9、年間が対象の食品解析の配料を開する。 (2014年表の場合を影響、2015年表ののなりを要請) の、2015年表のでありが対象に対しての利学的知見等についての取りまとめに関する調査を持ていての利学的知見等についての取りまとめに関する調査を指する。 (41年の利用を対象の表別を開まり、2015年表の表別を表別についての利学的知見をにしているの表別を表別についての利学的知見等についての取りまとのに関する制度を持ていての利学的知見を対しているの利料を表別を表別でありませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ		
類目で家禽肉等の照射許可。		
回ります   ●協議会事務局		
WHO専門家委員会が10kGy以下の照射食品の安全宣言を最新の研究成果で再評価し追認。 日本アイソトーブ協会が再調査の報告書を作成。(照射食品の健全性について最新の研究手段で再調査し、問題のないことを確認) ●食品照射研究委員会 研究成果最終報告書 食品照射 28.p.41-54 1995年 17-74度熱・悪果東の米国本土向けテスト照射開始。 「7-74度熱・悪果東の米国本土向けテスト照射開始。 「7-74度熱・悪果東の米国本土向けテスト照射開始。 「7-74度熱・悪果東の米国本土向けテスト照射開始。 「7-74業養研究所がシウロプタン類の変異原性の可能性を報告。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告) WHO専門家委員会が10kGy以上の照射食品の安全性を勧告。(他の加工・処理と実質的に同等) 米国FDAが肉類の食中毒菌数菌のための照射を許可。(1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終基準(管報の4FR72150)を公表。 「8-86年 1997年 2000年 2002年 2002年 2003年 2003年 3月 2003年 3月 2003年 3月 2003年 3月 2003年 3日	1991年	
日本アイソトーブ協会が再調査の報告書を作成。(照射食品の健全性について最新の研究手段で再調査し、問題のないことを確認) ●食品照料研究委員会 研究成果最終報告書 食品照射 28.p.41-54 1996年 1-ロッパ標準化委員会が開放検知法の情報的 を表現。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告) 1997年 ドイツ栄養研究所がシクロブタン類の変異原性の可能性を報告。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告) WHO専門家委員会が10kGy以上の照射食品の安全性を勧告。(他の加工・処理と実質的に同等) **国FDAが内類の食中毒菌殺菌のための照射を貼可。(1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終基準(官報64FR72150)を公表) ●協議会事務局(家) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 食品照射 35.p.73-76 1998年 日本原子力研究所がシクーネットで食品服射データベースを公開。 全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。 ●協議会事務局 香辛料の放射線開射による許可申請を厚生者に提出。 ●協議会事務局 香辛料の放射線開射による許可申請を必ぐって食品照射 36.p.49-61 オーストラリアとユージーランドでスパイスおよびハープ・スパイスの照射の許可食品照射 37.p.53-59 1993年 ロの研究プロジェルシアン・アン・アン・オーストラリアになる形式を観音の安全性を確認。 国際食品規格委員会が「照射食品に関する一般規格」を改訂。(原則10kGyまで、技術的必要性が認められれば10kGyを超えても可) IGFIが解散、(日本は一度も正式加盟しないまま) IPPC (国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力部子食品照射が変えても可) IGFIが解散、(日本は一度も正式加盟しないまま) IPPC (国際植物検疫条約)が放射線駅射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力部子食品照射は食品体生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。米国USDA/APHISは含みに「食品への放射線照射についての中の対し素の手の対しまでの実用化状況を調査。  ク、米民和 世界における食品照射は角の地では生態器での実用化状況を調査。 ●の米民和 日の経済規模に関する高量で食品照射についての対り対し第一での実別を整備。  「デカラ素自然が育成りの理量と経済規模食品照射 43.p.46-54 生労働省が主意総合研究所に「食品への放射線照射についての利学的対し等についての取りまとめに関する調査を発明・できる品解射は病の検討状況食品照射が約24-72-72-72-72-72-72-72-72-72-72-72-72-72-		WHO 声明 安秀島 合介 (MC G) (1 TO K BH M TO M C A C A C A C A C A C A C A C A C A C
□ 1995年		
●食品照射研究委員会 研究成果最終報告書 食品照射 28. p.41-54   1995年	1992年	
1995年   ハワイ産熱帯果東の米国本土向けテスト照射開始。   1996年   ヨーロッパ標準化委員会が照射検知法(5種類)を採択。   ドイツ来養研究所がクロフタノン類の変異原性の可能性を報告。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告)   WHO専門家委員会が10kGy以上の照射食品の安全性を勧告。(他の加工・処理と実質的に同等)   米国FDAが3種の食食の食事と関数しための照射を許可。(1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終基準(官報64FR72150)を公表)   心協議会事務局(訳) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 自品照射 35, p.73-76   1998年   日本原子力研究所がインターネットで食品照射データベースを公開。   全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。   金協議会事務局   番字判の放射線照射に基本が下でまる服射データベースを公開。   セース・パイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。   金協議会事務局   番字料の放射線照射による許可申請を厚生省に提出。   金協議会事務局   番字料の放射線照射による許可申請を厚生省に提出。   金協議会事務局   番字料の放射線照射による許可申請を厚生省に提出。   金格の第2プロジェクトが2・アルキルシクロブタンとに関する研究結果を報告。   欧州連合食品科学委員会が10kGy以下の原射食品の安全性を確認。   欧州連合食品科学委員会が10kGy以下の原射食品の安全性を確認。   図められれば10kGyを超えても可)   ICGFIが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま)   ICGFIが解散。(日本は一度も正式加盟しないます)   ICGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加速しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度を通過が1を動きと図の2の20203前半)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度も正式加盟しないます)   1CGFIが解散・(日本は一度を発展)の第かき(2002~2003前半)   1CGFIが解散・(日本は一度を発展)の名と終すを整備。   内閣所が1が対射線利用の経済規模を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺を許可。   2005年   2015年		
1996年		
ドイツ栄養研究所がシクロブタン類の変異原性の可能性を報告。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告) WHO専門家委員会が10kGy以上の照射食品の安全性を勧告。(他の加工・処理と実質的に同等) #国FDAが肉類の食中毒菌殺菌のための照射を許可。(1999年、USDAが食肉および家窩肉の照射に関する最終基準(官報64FR72150)を公表) ●協議会事務局(訳) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 食品照射 35.p.73-76  1998年 日本原子力研究所がインターネットで食品照射プータベースを公開。 全日本スパイス協会が香辛料照射の前中間詩を厚生省に提出。 ●協議金事務局 香辛料の放射線照射による許可申請を少でて 食品照射 36.p.49-61  2001年 オーストラリアとユージーランドでスパイスおよびハーブの照射許可。 食品照射 36.p.49-61  2002年 EUの研究プロジェクトが2-アルキルシクロプタノンに関する研究結果を報告。 数が高れれば10kGyを超えても可) IGGFが解放、日本は一度も正式加盟しないまま) IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38.p.80-85  ※国FDAが負債の検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等ク力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38.p.80-85  ※国FDAが負債の検疫・毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺 遠去許可)  原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 ※国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 の関府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 ②米民和 世界における食品照射の理量と経済規模 食品照射 43.p.46-54  厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務を依託。 ●協議金事務局 わが国における食品照射の理量を発力機構 食品照射 44.p.32-42 ※国USDA/APHISがタイとインドで照射した単葉の検討状況 食品照射 44.p.32-42 ※国USDA/APHISがタイとインドで照射した単原の検討状況 食品照射 44.p.32-42 ※国USDA/APHISがタイとインドで照射に異なの検討を許可、食品照射 44.p.32-42 ※国USDA/APHISがタイとインドで照射に上生薬の輸入を許可、(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)  厚生労働省が三菱総合研究所に「食品の検討状況 食品照射 44.p.32-42 ※国USDA/APHISがタイとインドで照射に基本の検討に関係を書きの内容を審護。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する調子系列を要素の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表		
#IDFDAが肉類の食中毒菌殺菌のための照射を許可。(1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終基準 (官報44FR72150)を公表) ●協議会事務局(訳) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 食品照射 35。p,73-76  1998年 日本原子力研究所がインターネットで食品照射データベースを公開。 2000年 全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。 ●協議会事務局 香辛料の放射線照射による許可申請を必ぐって 食品照射 36,p,49-61  2011年 ●・イストラリアとユージーランドでスパイスおよびハーブの照射許可。 ●グスカ節子 オーストラリア/ニュージーランドにおけるハーブ・スパイスの照射の許可 食品照射 37,p,53-59  2002年 EUの研究プロジュケがシックロブタノンに関する研究を結果を報告。 欧州連合食品科学委員会が「欧保y以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が「既射食品に関する一般規格」を改訂。(原則10kGyまで、技術的必要性が認められれば10kGyを超えても可)  ICGFが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま)  IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力節子 食品照射を必る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38,p,80-85  2005年 米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)  2006年 東子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。  「東子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。  ※国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。  「内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射っしいても世界での実用化状況を調査。 ●久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 44,p,32-42 米国USDA/APHISは輸入急帯を請定のの放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査・変素の手がを依託、食品照射・を記する場合を研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査・変素のよりを発生、クス・ストラリアにユージーランドを開射した受験を持合。の子を搭集・クタ・アルキルシクロブタンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) コーロッパ食品安全機関(FFSA)の企品安全機関(FFSA)の見解を中心に一食品照射 46,p,27-31 オーストラリアにユージーランドの発品を推開(FSAN)の影を全性に関する意見を公表。 ● 古田雅一最近の食品照射の回路的自己を発情(FSAN)の見解を中心に一食品照射 46,p,27-31 オーストラリアにユージーランドの開射を許可、食品照射を許可、食品照射の解射を許可、食品照射の配料を許可、食品照射を許可、食品照射の影響を引き上げ、酸素透過性包材パがリヌスリスクを下げるため)の限定を解析。の照射を許可、食品照射を許可、の照射を許可、食品照射を許可、食品照射を許可、食品照射を計可、の照射を許可、の原料を中心に一食品照射を計可、の照射を計可、の原料を関するの原料を表しませ、の用型に対します。  2016年 東京の経療を表しませ、の用型に対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型	1996年	ヨーロッパ標準化委員会が照射検知法(5種類)を採択。
#IDFDAが肉類の食中毒菌殺菌のための照射を許可。(1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終基準 (官報44FR72150)を公表) ●協議会事務局(訳) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 食品照射 35。p,73-76  1998年 日本原子力研究所がインターネットで食品照射データベースを公開。 2000年 全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。 ●協議会事務局 香辛料の放射線照射による許可申請を必ぐって 食品照射 36,p,49-61  2011年 ●・イストラリアとユージーランドでスパイスおよびハーブの照射許可。 ●グスカ節子 オーストラリア/ニュージーランドにおけるハーブ・スパイスの照射の許可 食品照射 37,p,53-59  2002年 EUの研究プロジュケがシックロブタノンに関する研究を結果を報告。 欧州連合食品科学委員会が「欧保y以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が「既射食品に関する一般規格」を改訂。(原則10kGyまで、技術的必要性が認められれば10kGyを超えても可)  ICGFが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま)  IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力節子 食品照射を必る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38,p,80-85  2005年 米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)  2006年 東子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。  「東子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。  ※国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。  「内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射っしいても世界での実用化状況を調査。 ●久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 44,p,32-42 米国USDA/APHISは輸入急帯を請定のの放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査・変素の手がを依託、食品照射・を記する場合を研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査・変素のよりを発生、クス・ストラリアにユージーランドを開射した受験を持合。の子を搭集・クタ・アルキルシクロブタンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) コーロッパ食品安全機関(FFSA)の企品安全機関(FFSA)の見解を中心に一食品照射 46,p,27-31 オーストラリアにユージーランドの発品を推開(FSAN)の影を全性に関する意見を公表。 ● 古田雅一最近の食品照射の回路的自己を発情(FSAN)の見解を中心に一食品照射 46,p,27-31 オーストラリアにユージーランドの開射を許可、食品照射を許可、食品照射の解射を許可、食品照射の配料を許可、食品照射を許可、食品照射の影響を引き上げ、酸素透過性包材パがリヌスリスクを下げるため)の限定を解析。の照射を許可、食品照射を許可、の照射を許可、食品照射を許可、食品照射を許可、食品照射を計可、の照射を許可、の原料を中心に一食品照射を計可、の照射を計可、の原料を関するの原料を表しませ、の用型に対します。  2016年 東京の経療を表しませ、の用型に対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型を対しませ、の用型		ドイツ栄養研究所がシクロブタノン類の変異原性の可能性を報告。(後に多くの追試で変異原性がないことを報告)
1997年   米国FDAが肉類の食中書園殺菌のための照射を許可。(1999年、USDAが食肉および家禽肉の照射に関する最終基準(官報64FR72150)を公表)		WHO専門家委員会が10kGv以上の照射食品の安全性を勧告。(他の加工・処理と実質的に同等)
<ul> <li>準(官報64FR2150)を公表)</li> <li>●協議会事務局(訳) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation-Backgrounders 食品照射 35, p.73-76</li> <li>1998年 日本原子力研究所がインターネットで食品照射データベースを公開。</li> <li>2000年 全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。</li> <li>●協議会事務局 香辛料の放射線照射による許可申請をめぐって 食品照射 36, p.49-61</li> <li>オーストラリアとコュージーランドでスパイスおよびハーブの照射許可。</li> <li>※タカ節子 オーストラリア/ニュージーランドにおけるカープ・スパイスの照射の許可 食品照射 37, p.53-59</li> <li>2002年 EUの研究プロジェクトが2-アルキルシクロブタノンに関する研究結果を報告。 欧州連合食品科学委員会が「服射食品に関する一般規格」を改訂。(原則10kGyまで、技術的必要性が 認められれば10kGyを超えても可) ICGFが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま) IPPC (国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。</li> <li>●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38, p.80-85</li> <li>※国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可) 原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 米国ISDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についてセ世界での実用化状況を調査。</li> <li>○久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54</li> <li>厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査等別と依託。</li> <li>●仏議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42</li> <li>米国USDA/APHISがタイとインドで照射上た果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省第事・食品商生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)</li> <li>2016年 名科学的知見のエレイと社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)</li> <li>2017年 日本の大きに関する意見を公表。 日本財・最近の食品開射の関密動向・欧州食品安全機関(EFSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 全規関は日本の大きに関する意見を公表。 日本財・財産・日本財・日本財・日本財・日本財・日本財・日本財・日本財・日本財・日本財・日本財</li></ul>		
●協議会事務局(訳) USDAの食肉、家禽類照射に関する最終基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty Irradiation—Backgrounders 食品照射 35, p.73-78  2000年	1997年	
1988年   日本原子力研究所がインターネットで食品照射データベースを公開。   2000年   全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。   金融金事務局   香辛料の放射線照射による許可申請を必ずって 食品照射 36, p.49-61		●協議云事務局(訳) USDAU 良肉、家禽類照別に関する取於基準 USDA Issues Final Rules on Meat and Poulty
2000年 全日本スパイス協会が香辛料照射の許可申請を厚生省に提出。	1000/5	
回ります	1998年	
2001年 プーストラリアとコージーランドでスパイスおよびハーブの照射計可。	2000年	
●等々力節子 オーストラリア/ニュージーランドにおけるハーブ・スパイスの照射の許可 食品照射 37, p.53-59     2002年   EUの研究プロジェクトが2ーアルキルシクロブタノンに関する研究結果を報告。     欧州連合食品科学委員会が「照射食品に関する一般規格」を改訂。(原則10kGyまで、技術的必要性が 認められれば10kGyを超えても可)     ICGFIが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま)     IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。     ●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38, p.80-85     米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)     原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。     米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。     内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。     ●久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54     厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査 (全計・10分割を表表)を表述。     ● 「企業務」を依託。     ● 「企業務」を依託。     ● 「企業務」を記述した。     ● 「企業務」を記述した。     ● 「企業の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請。     コーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。     ● 古田雅一 最近の食品照射の国際動向   欧州食品安全機関(FFSA)の見解を中心に   食品照射 46, p.27-31     オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。     ※国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2000-	
2002年 EUの研究フロジェクトが2ーアルキルシクロプタノンに関する研究結果を報告。 欧州連合食品科学委員会が10kGy以下の照射食品の安全性を確認。 国際食品規格委員会が「照射食品に関する一般規格」を改訂。(原則10kGyまで、技術的必要性が認められれば10kGyを超えても可) ICGFが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま) IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力節子食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半)食品照射 38, p.80-85  2005年   大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	2001年	オーストラリアとニュージーランドでスパイスおよびハーブの照射許可。
四次の 日本	20014	●等々力節子 オーストラリア/ニュージーランドにおけるハーブ・スパイスの照射の許可 食品照射 37, p.53-59
2003年 2003年 2003年 2003年 2005年 2005年 2006年 2006年 2006年 2006年 2006年 2007年 200	2002年	EUの研究プロジェクトが2-アルキルシクロブタノンに関する研究結果を報告。
2003年 2003年 2003年 2003年 2005年 2005年 2006年 2006年 2006年 2006年 2006年 2007年 200		
2003年		
ICGFIが解散。(日本は一度も正式加盟しないまま) IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38, p.80-85  2005年		
IPPC(国際植物検疫条約)が放射線照射処理の植物検疫処理基準を採択。 ●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38, p.80-85  2005年 米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)  IP子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 ●久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54  「厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ●協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42  米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)  2010年 「厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) コーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 ●古田雅一最近の食品照射の国際動向一欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2003年	
●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38, p.80-85  2005年 米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)  2006年 原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 ● 久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ● 協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)  2010年 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) コーロッパ食品安全機関(FFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。● 古田雅一最近の食品照射の国際動向一欧州食品安全機関(FFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。		
2005年 米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)  2006年 原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 〇久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ○協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)  2011年 ②111年 最近の食品照射の国際動向一欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。		
2005年 米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺菌を許可)  2006年 原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 〇久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ○協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)  2011年 ②111年 最近の食品照射の国際動向一欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。		●等々力節子 食品照射を巡る最近の動き(2002-2003前半) 食品照射 38, p.80-85
2006年 原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 ①久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ②協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) コーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 ②古田雅一最近の食品照射の国際動向。欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に、食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2005年	米国FDAが貝類の食中毒菌の放射線殺菌を許可。(2008年には生鮮玉レタス、ホウレンソウの食中毒菌の放射線殺
2006年 原子力委員会が「食品照射は食品衛生を確保するための手段として有効である」として各政府機関に推進を勧告。 米国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 ● 久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ● 協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 ● 古田雅一最近の食品照射の国際動向 - 欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2005年	
#国USDA/APHISは輸入熱帯果実について Generic Dose を含む照射条件を整備。 内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。 ● 久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ●協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 ●古田雅一最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 ************************************	2000 ==	
内閣府が「放射線利用の経済規模に関する調査」で食品照射についても世界での実用化状況を調査。  ○久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。  ○協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。  ○古田雅一最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。  ※国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2006年	
● 久米民和 世界における食品照射の処理量と経済規模 食品照射 43, p.46-54 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 ● 協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)  2010年 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)  2011年 ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 ● 古田雅一 最近の食品照射の国際動向 - 欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。		内閣庇が「放射線利田の経済損権に関する調査 で令只昭射についても世界での宝田ルザ温を調査
□ 厚生労働省が三菱総合研究所に「食品への放射線照射についての科学的知見等についての取りまとめに関する調査業務」を依託。 □ 協議会事務局 わが国における食品照射技術の検討状況 食品照射 44, p.32-42 ※国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)  □ 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)  □ コーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 □ 古田雅一 最近の食品照射の国際動向 - 欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31  □ オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 ※国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2007年	
2017年 査業務」を依託。		
金業務」を依託。		
<ul> <li>米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)</li> <li>2010年 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)</li> <li>2011年 ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。         <ul> <li>古田雅一 最近の食品照射の国際動向 - 欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に一食品照射 46, p.27-31</li> </ul> </li> <li>2012年 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。</li> </ul>		
2010年 厚生労働省薬事・食品衛生審議会の部会で依託報告書の内容を審議。(2-アルキルシクロブタノンの安全性に関する科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請)  2011年 ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。  ○古田雅一 最近の食品照射の国際動向 - 欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に- 食品照射 46, p.27-31  オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。  ※国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。		
2011年 る科学的知見の不足と社会受容の未熟を指摘し、関係者に引き続きの努力を要請) 2011年 ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。 <u> </u>		米国USDA/APHISがタイとインドで照射した果実の輸入を許可。(タイは熱帯果実6種、インドはマンゴー)
2011年 3月 日本	2010年	
2011年 ヨーロッパ食品安全機関(EFSA)が食品照射の微生物学的効果と化学的安全性に関する意見を公表。	2010-4	
●古田雅一 最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に- 食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 2012年 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2011年	
オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 2012年 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2011年	ヨーロッハ食品安全機関(EFSA)か食品照射の微生物字的効果と化字的安全性に関する意見を公表。   I
2012年 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。	2011年	
を下げるため)の限定を解除。	2011年	●古田雅一 最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に- 食品照射 46, p.27-31
		●古田雅一 最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に- 食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。
∠∪□中 」// ヘトノソノ/ーユ ̄ノ ̄ノノト皮吅卒午候房\「OAN\Z/パエトヾトCエト'ノハブンの照別について計画。		●古田雅一 最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に- 食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスク
	2012年	●古田雅一 最近の食品照射の国際動向 -欧州食品安全機関(EFSA)の見解を中心に- 食品照射 46, p.27-31 オーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が検疫目的での柿の照射を許可。 米国FDAが冷蔵以外の畜肉(製品)の照射を許可、食鳥肉の許可線量を引き上げ、酸素透過性包材(ボツリヌスリスクを下げるため)の限定を解除。